
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026年4月28日

反外国不当域外管轄条例

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・反外国不当域外管轄条例 ←今号の注目法令
- ・国務院による産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定 ←今号の注目法令
- ・国内企業の国外貸付管理弁法
- ・生態環境法典 ←今号の注目法令
- ・事業者集中に関する審査委託制度のさらなる整備についての公告
- ・金融法(草案)
- ・小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案) ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレートチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 43 回(香港)

日時:2025 年 12 月 18 日(木)

「一国二制度・コモンローの基礎から理解する－香港法の全体像と企業実務」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 藤本 博之

第 44 回(中国メインランド)

日時:2026 年 1 月 22 日(木)

「似て非なる中国法」2026 年の中国 正しい理解と戦略」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 45 回(中国メインランド)

日時:2026 年 3 月 19 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方－‘内卷’時代のコンプライアンス最前線」

講師:スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

:シニア・アソシエイト弁護士 朱 迪

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 3 月 1 日～3 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、(4月頭に公布されたものであるが)「反外国不当域外管轄条例」である。同条例は、いわゆる「外国の域外適用」への対抗措置を定めた重要な法令である。特に米国制裁などを念頭に置いた制度であるが、日系企業にも実務上の影響があると思われる。中国が、外国の域外適用が「不当」と認定した場合、当該外国法の遵守を禁止する命令を出せること等がポイントとなる。日本企業としては、米国制裁に従うべきか、中国の米国制裁に従うなどという命令に従うべきか、双方の間に挟まれる可能性があり、同条例を踏まえた実務的対応を検討しておく必要がある。

また、「**国務院による産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定**」は、重点分野(半導体・先端製造、エネルギー、医薬・医療機器、通信・データインフラ等)におけるサプライチェーンを国家安全の対象として管理する制度である。これにより、今後輸入依存の高い分野においては、国産代替の推進が更に進むと見られている。外資企業にとっては、調達構造の見直し圧力が高まる。

また、草案段階ではあるが、「**小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案)**」は、今後正式に公布された場合に、個人情報取扱者の義務等を簡素化する方向で働く可能性があるため注目される。「小規模個人情報取扱者」とは、10万人未満の個人情報を取り扱う事業者を指すが、具体的には飲食店や美容室等日常生活のサービスを行う店舗、インターネットプラットフォーム内の出店者等、処理する個人情報の種類や処理場面がある程度限定的な事業者が主な対象とされる。「小規模個人情報取扱者」に該当する場合、通常に比べて、告知すべき内容、告知・同意取得の態様等において簡素化された義務を果たせば足りることになる。

弊事務所では「反外国不当域外管轄条例」、「国務院による産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」、「小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案)」の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<経済安全保障>

反外国不当域外管轄条例

[ポイント] 本法令は、中国が、外国の域外適用のある法令や措置について「不当な域外管轄措置」であると認めた場合に「相応の措置」や「域外管轄措置」を講じることができるものと定め、特に、新しく「悪意のあるエンティティ・リスト」という制度を導入し、これにリストされた企業や個人等に対して中国企業等との取引や協力等の活動を禁ずる、過料を命じるなどの措置を行うことができるものと定めており、昨今の日中関係を踏まえると非常に重要な法令であるといえる。

法令の域外適用は自体は珍しいものではなく、独占禁止法、外国公務員贈賄関連法、税法、証券法、経済制裁関連法、刑法等の領域で数多くの国が域外適用を行っており、中国も、例えば対日輸出規制(商務部 2026 年第 1 号令)では再輸出規制を定め域外適用を行っている。

本法令と類似するものとして、商務部は、2021 年 1 月 9 日に「外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法」(商務部令 2021 年第 1 号)を公布・施行している。同法令では、例えば、次のような事項を定めている。

- 中国の業務機関が、外国の法律及び措置につき不当な域外適用の状況が存在することを確認した場合には、当該外国の法律及び措置を「承認してはならず、執行してはならず、遵守してはならない」旨の禁止令を発令することができる(同弁法 7 条)。
- 外国企業等が、禁止令の対象とされた外国の法律及び措置を遵守して中国の法人や個人の権益を侵害した場合、中国の法人や個人は中国の人民法院に訴訟を提起して、当該外国企業等に対して損害賠償を請求すること

ができる(同弁法9条1項)。

- 商務部は、中国の法人や個人が報告義務を怠り又は禁止令を遵守しない場合には、警告を与え、期限を指定して是正を命じ、かつ情状の軽重に基づき過料(行政罰)を課すことができる(13条)。

本法令は、上記の法令に加えて定められたものであり(なお、商務部より上の国务院レベルの法令である)、また、過去数年の反外国制裁法、信頼できないエンティティ・リスト規定、輸出管理法等の安全保障関連諸法の運用を踏まえて、様々な特徴的な事項を定めている。

1. 中国政府による「相応の措置」・「域外管轄措置」の実施

- 外国国家が不当な域外管轄措置を実施して、中国の利益を脅かし、中国の国民と組織の合法的權益を害する場合、中国政府は「相応の措置」を講じることができる(3条2項)。
- 中国政府は、中国と適切な繋がりを持つ行為に対して「域外管轄措置」を実施し、国家主権、安全、発展利益を維持し、中国の国民と組織の合法的權益を保護する権利を有する(4条1項)。
- 中国政府は、外国の不当な域外管轄措置を識別(=認定)することができるものとされており、その識別のための要素が列挙されている(6条1項)。政府による識別の結果、外国の不当な域外管轄措置であると認定された場合、いかなる組織・個人も外国の同措置を実行・協力してはならないとされている(6条2項)。

日本企業や中国の現地法人にとっては、米国と中国の域外適用の規定が双方適用されるケースもあり、板挟みのジレンマを抱えることになりうる。

2. 「悪意のあるエンティティ・リスト」の創設

中国政府は、外国の不当な域外管轄措置の実施を推進し、又は外国の不当な域外管轄措置の実施に関与する外国の組織・個人を「悪意のあるエンティティ・リスト」に掲載することができ、当該リスト掲載者に対して、以下の反制裁措置及び制限措置を講じることができる(8条)。

- (1) 査証不発給、入国不許可、査証取消し又は期限付き出国、送還、国外追放
- (2) 関係者の中国における就労、滞在若しくは居留資格を取り消し又は制限すること
- (3) 対象者の中国の動産、不動産及びその他各種財産を差押え、押収し又は凍結すること
- (4) 中国の組織・個人が対象者にデータ、個人情報を提供し、対象者と関連取引、提携等の活動を行うことを禁止又は制限すること
- (5) 対象者が中国に関連する輸出入活動に従事することを禁止又は制限すること
- (6) 対象者の中国における投資を禁止又は制限すること
- (7) 対象者の製品、交通輸送手段等の入国を禁止又は制限すること
- (8) 過料
- (9) 必要なその他の措置

上記の禁止・制限は、多くの事項が「反外国制裁法」や「信頼できないエンティティ・リスト」、輸出管理法に基づく「輸出管理コントロールリスト」に含まれる事項ではあるが、より広範に定めており、また、上記の(4)、(7)等は特徴的である。特に、(7)製品の輸入禁止令は中国に製品を輸出しているメーカーや商社にとっては留意が必要である。

3. 考察

- (1) 本法令の特徴的な部分として、「悪意のあるエンティティ・リスト」に掲載された組織・個人が実質的に支配し、又は設立・運営に関与する組織にも適用することができるものとされており(8条2項)、例えば、日本の本社がリストに掲載された場合には、その子会社にも広く効力が及ぶ。このような効力の影響範囲の立て付けは、これまでの「反外国制裁法」、「信頼できないエンティティ・リスト」、「輸出管理法」に基づくリストに関しては規定されておらず、極めて特徴的な新傾向である(今後、これらの法令によるリストにも同種のものが盛り込まれる可能性がある)。同規定の運用として、個別の子会社等を名指しする想定であるのか、抽象的に「実質的に支配し、又は、設立・運営に関与する組織」と個別の命令で定めるのかは不明であるが、後者だとすると、それが何かを指すのか外縁が極めて不明確となる。
- (2) 「悪意のあるエンティティ・リスト」は、「外国の不当な域外管轄措置の実施を推進し、又は外国の不当な域外管轄措置の実施に関与する外国の組織・個人」に適用可能とされているが、その外縁は不明確である。例えば、米国

EAR 規制に基づき日本等から米国商務省の Entity List に掲載された中国企業向けの再輸出を拒絶したことがある企業が典型であろう。

[原文] 反外国不当域外管辖条例（国务院令第 835 号）

[公布／公表機関] 國務院(国务院)

2026 年 4 月 7 日公布、2026 年 4 月 7 日施行

執筆担当: 日本弁護士 中川裕茂

國務院による産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定

[ポイント] 本規定は、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全保障強化を目的としており、重要分野における産業チェーン・サプライチェーンに関する関連制度を整備するほか、産業チェーン・サプライチェーンに損害を加えた行為に対する調査制度と報復措置等を規定しているため、留意が必要である。

1. 当局は、以下の制度構築を通じて、重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全保障を強化する(7 条～11 条)

- 重要分野リストを策定し、動的調整を行う
- 重要分野の情報共有を推進し、情報プラットフォームによる支援を強化; 業界・企業間の重要分野における産業チェーン・サプライチェーン情報の相互接続を強化
- 重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスクの監視・早期警戒制度、安全上のリスク防止制度、緊急管理制度を構築し、緊急対応計画を策定

2. 産業チェーン・サプライチェーンに損害を加える行為に対する対応措置

(1) 外国の国家・地域・国際機関が、産業チェーン・サプライチェーン面で、中国に対する差別的措置を講じ、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為について、当局は産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を有する。また、関連貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易の禁止・制限、特別費用徴収等の相応な措置を実施できる。さらに、反外国制裁法等に従い、違反対象行為・措置に直接・間接的に参加した組織・個人を報復リストに掲載することができる。(14 条)

(2) 外国の組織・個人が、正常な市場取引の原則に違反し、中国公民・組織との正常な取引を中断し、中国公民・組織に対する差別的措置・その他行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的損害・脅威をもたらす場合、当局は産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を有する。調査結果に基づき、外国の組織・個人に対し、中国関連輸出入活動従事の禁止・制限、中国国内投資の禁止・制限等の関連措置を取ることが可能である。これらの関連措置は、外国組織・個人が実質的に支配・設立・運営に関与する組織にも適用できる。(15 条)

(3) 中国国内組織・個人は第 14・15 条の関連措置の履行をしなければならない。違反時は、國務院関係部門からは是正を命じられ、以下の措置を取ることができる①政府調達、入札募集・応札、関連貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易等への従事の禁止・制限、②データ・個人情報の国外からの受取り、国外への提供の禁止・制限、③出国、中国国内逗留・居留等の禁止。(16 条)

3. サプライチェーンの情報安全の確保するために、如何なる組織・個人が、法規制に違反し中国国内で産業チェーン・サプライチェーン関連情報収集活動を行った場合、法に基づく相応措置を取ることができる。(13 条)

[原文] 国务院关于产业链供应链安全的规定（国务院令第 834 号）

[公布／公表機関] 國務院(国务院)

2026 年 3 月 31 日公布、2026 年 3 月 31 日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡 絢静

<金融>

国内企業の国外貸付管理弁法

[ポイント] 本弁法(2026 年 4 月 20 日施行)は、旧 3 通知(匯発[2009 年]24 号、銀発[2016 年]306 号、銀発[2021 年]2 号)の下で個別に運用されていた外貨建て・人民元建て国外貸付を統一的に規律するものである。旧 3 通知の内容で定められた規制を大きく変えるものではないものの、旧 3 通知で分散していた規制を一本化し、実務上の取扱いを明確

化した点に特徴がある。

第 1 に、本弁法は、**国外貸付・貸付人・借入人の定義・要件を明確化した**。まず、本弁法は、国内非金融企業と国外企業の間
に直接若しくは間接の持株関係、又は、同一親会社による直接若しくは間接保有があることを要件とし、当該企業間
における貸し付けを「国外貸付」と定義した。そして、貸付人につき、①設立 1 年以上、②継続的に良好な経営実績、健全
な財務制度・内控制度、③過去 3 年に重大な法令違反が無いことという要件を課した(6 条)。借入人についても、①法に
基づいて設立され、②継続的に良好な経営実績を有し、③過去 3 年に重大な法令違反が無いことが要件とされている
(同条)。

第 2 に、**貸付契約の要件を規定した**。まず、国外貸付契約には、少なくとも貸付金額、金利、期間、通貨、元利返済方法、
借入用途を記載しなければならない(7 条 3 項)。金額は、借入人の実際の事業状況と整合する必要がある、金利は商業
的合理性が無ければならず、期間は原則として 6 か月以上 5 年以下でなければならない(6 条 5 号ないし 7 号)(延長は
原則として 1 回のみ認められる(18 条))。また、借入用途にも厳格な要件が規定され、①国家の法令・マクロ調整関連要
求に違反する使用、②借入人の事業範囲外の使用(直接・間接含む。)、③対外直接投資や証券投資等の管理政策の迂回、
④マネロン対策、テロ資金供与対策、租税回避対策に反する利用が禁止されている(14 条)。さらに、国外貸付の原資は、
自己資金(自己保有人民元、自己保有外貨、自己保有人民元の外貨転換資金)で行うものとし、個人資金の利用や債務調
達資金を原資とすることが禁止されている(13 条)。なお、国外貸付は、登記時点において人民元・外貨のいずれも選択
できるものの、登記した通貨のみにより貸付・返済を行わなければならない(17 条)。

第 3 に、**国外貸付の管理が厳格化された**。国外貸付を行う場合の外貨登記は引き続き必要とされている上で、登記済
みの国外貸付金額は 2 年以内に使用しなければならないとされた(未送金部分は自動失効)(5 条)。貸付の延長が必要
な場合は満期の少なくとも 30 日前に変更登記申請が必要とある。そして、取扱銀行が、貸付人・借入人の経営・財務状況
に加えて、貸付原資の真実性・適法性、登記情報との整合性、送金額が登記額を超えないこと、回収金額の合理性を確認
することが明記された(7 条、20 条)。

本弁法により、従前の実務を基本的には踏襲しつつも、国外貸付に統一的な要件が設けられ、明確化が図られた点は
望ましい。もっとも、従前より要件が明確化・厳格化したことに伴い、これまでの取扱銀行における対応が変更される可
能性も否定できない。そのため、本弁法の施行後における国外貸付については、本弁法の内容を精査した慎重な対応が
望まれる。

[原文] 境内企业境外放款管理办法 (银发〔2026〕63 号)

[公布/公表機関] 中国人民銀行、国家外貨管理局(中国人民銀行、国家外匯管理局)

2026 年 3 月 13 日公布、2026 年 4 月 20 日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

<経済諸法>

生態環境法典

[ポイント] 生態環境法典は、中国において民法典に次いで 2 番目に「法典」の名を冠する法律であり、30 余りの生態環
境関連法、100 余りの行政法規、さらに 1000 以上の地方性法規における中核ルールを体系的に統合したものである。

1. 生態環境法典の施行後における法令適用

(1) 法典の施行に伴う主要な 10 の単行環境法の直接廃止および全面的置換

法典の施行後、以下の 10 の法律はすべて廃止され、従来の単行法に基づく規定・責任・手続は適用されなくなり、す
べて法典の条文に基づいて統一的に運用される。

- 環境保護法(基本法)
- 環境影響評価法
- クリーン生産促進法
- 海洋環境保護法
- 大気汚染防止法
- 水汚染防止法
- 土壌汚染防止法

- 固体廃棄物汚染環境防止法
- 騒音汚染防止法
- 放射性汚染防止法

(2)並行して存続:20 余りの特別法は引き続き有効

法典は以下の分野の単行法を廃止せず、原則を取り込みつつ、詳細規定は引き続き維持する。

- 生態／資源分野:森林法、草原法、水法、土地管理法、鉱産資源法、野生動物保護法、湿地保護法など
- 地域保護:長江保護法、黄河保護法、青蔵高原生態保護法、黒土地保護法など
- エネルギー／循環経済:省エネルギー法、再生可能エネルギー法、循環経済促進法など

2. 法典の構成および主要内容

本法典は全 5 編・1242 条から構成される。

- 総則編:立法目的、監督管理体制、計画管理、基準・モニタリング、環境影響評価、生態補償、公共参加などの基本制度を規定するとともに、「緑水青山は金山銀山である」(※ きれいな水と緑深い山こそが金山銀山に匹敵する宝物である。2005年8月15日に当時中共浙江省委書記だった習近平氏が、同省湖州市安吉県を視察した際に提起した理論だと言われている。)といった核心理念を明確化している。
- 汚染防止編:「総則+分野別」の構成で、大気、水、海洋、土壌、固体廃棄物、騒音、放射性など 10 種類の汚染を網羅し、排出許可制度、重点区域における連携管理、重汚染天候への対応などの強制的ルールを具体化する。
- 生態保護編:山・水・森林・農地・湖・草地・砂地の総合的保護に重点を置き、森林、草原、湿地、河川・湖沼、自然保護区などを対象とし、生態回廊の整備、生息地の回復、生物多様性の保全を強化する。
- グリーン低炭素発展編:「デュアルカーボン(炭素ピークアウト・カーボンニュートラル)」目標を踏まえ、グリーン低炭素技術や産業転換に関する原則的・指導的規定を設け、新興分野における法制度上の空白を補完する。
- 法律責任編:権利と責任の境界を明確化するとともに、生態環境損害賠償、行政処分、公益訴訟などに関する責任追及メカニズムを強化し、制度の実効性を確保する。

[原文] 生态环境法典(中华人民共和国主席令第七十号)

[公布／公表機関]全国人民代表大会(全国人民代表大会)

2026 年 3 月 12 日公布、2026 年 8 月 15 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

事業者集中に関する審査委託制度のさらなる整備についての公告

[ポイント] 中国の事業者結合届出件数が増加傾向にあり、直近 5 年間では毎年 700 件以上の届出がなされている。そのうち簡易届出案件(注:競争を排除・制限する効果がないと推定され、簡易届出手続が適用される案件)が約 90%を占めている。これらの届出案件は、従来では全て国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という。)にて審査されてきたが、2022 年 7 月 8 日に市場監督管理総局公告 2022 年第 23 号として公布された「一部の事業者結合案件の独占禁止審査の試験的権限委譲に関する公告」(以下「2022 年第 23 号公告」という。)により、一定の条件を満たす簡易届出案件の審査作業を地方の市場監督管理部門(以下「地方 AMR」という。)に委託できる試験運用が実施され、2025 年 8 月 1 日より本格化された(2022 年第 23 号公告の内容については、[China Legal Update 2022 年 8 月 22 日\(第 501 号\)](#)を参照されたい。)

本公告は、委託案件と委託先の範囲を拡大するものであり、2022 年第 23 号公告との異同は下表のとおりである。

項目	2022 年第 23 号公告	本公告
委託案件	下記いずれかの条件を満たす簡易届出案件: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 少なくとも一当事者、又は対象事業が担当区域に所在 ➢ 買収案件の対象会社が担当区域に所在 ➢ 合併会社の新設案件で、合併会社が担当区域に所在 	① 左記の簡易届出案件 ② 下記条件を満たす通常届出案件: <ul style="list-style-type: none"> ➢ (水平型結合)全当事者の市場シェアの合計が 15%~25% ➢ (垂直型結合)川上川下市場における各当事者の市場シェアがそれぞれ 25%~35%

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連市場が地方市場である場合、その全部又は主要部分が担当区域に関わる ➢ SAMR が委託する他の案件 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ (混合型結合)各市場における市場シェアがそれぞれ 25%~35%
委託先	北京市、上海市、広東省、重慶市、陝西省の地方 AMR	北京市、上海市、広東省、重慶市、陝西省の地方 AMR(①と②を委託可能) 遼寧省、浙江省、四川省の地方 AMR(①のみ委託可能)

本公告にて委託範囲に追加された②の通常届出案件に関しては、2024 年 12 月 20 日に公布された「水平型事業者結合審査ガイドライン」(国市監反執二发[2024]113 号)及び 2025 年 12 月 15 日に公布された「非水平型事業者結合審査ガイドライン」(国市監反執二发[2025]105 号)に定めがあり、いずれも競争排除・制限効果が生じる可能性が比較的低いとみられている。本公告の施行により、これらの案件が地方 AMR にて審査され得る点が大きな前進といえよう。

なお、本公告には審査委託のプロセスに関する規定がないため、従来どおり、SAMR が事業者からの届出申請を受理した後、上表の条件に合致する一部の案件を地方 AMR に予備審査を委託し、その審査報告及び審査意見をレビューし最終決定を行う、という流れが踏襲される。近年では、SAMR が届出審査の効率化を図る施策を打ち出し、審査期間の短縮に一定の成果を上げているが、本公告の施行により、SAMR と地方 AMR との間の連携が強化され、審査手続の更なる迅速化が期待される。

[原文] [关于进一步完善经营者集中委托审查制度的公告](#) (国家市场监督管理总局公告 2026 年第 13 号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理總局(国家市场监督管理总局)

2026 年 3 月 19 日公布、2026 年 8 月 1 日施行

執筆担当:中国弁護士 朱迪

草案・意見募集稿等

金融法(草案)

[ポイント] 司法部、中国人民銀行、国家金融監督管理總局、中国証券監督管理委員会及び国家外貨管理局は、2026 年 3 月 20 日、「金融法(草案)」(以下「本草案」という。)を公表し、同年 4 月 19 日を締切として意見募集を開始した。本草案は、これまでの金融分野における分野別・個別的な法規制及び監督管理体制を前提としつつ、これらを横断的に調整・統括する基礎法が欠けていたことを背景として作成されたものである。全 11 章 95 条で構成される本草案は、中国の金融分野における初の総括的な基礎法であり、安全を保障しつつ金融を発展させることを目的としている。

本草案は、金融業務・商品・市場に関する基本ルールや中央銀行制度等について横断的に定めるものであり、主な内容は以下のとおりである。

1. 中央銀行制度

本草案は、中国人民銀行について、金融政策の策定・執行、マクロブルーデンス管理の実施及び金融安定の維持を担う中央銀行として位置付け、マクロブルーデンス政策の枠組み構築、金融市場に対するマクロコントロール、支払・清算システムの監督管理及び外貨管理等の職責を定めている。

2. 金融機関に対する規律

本草案は、金融機関及びその分枝機構の設立又は重要事項の変更について認可及び登記を要求し、株主に対しては、資金・信用等の適格性要件、及び出資財源の適法性・真正性を求めている。また、株主及び実質的支配者による金融機関の資産又は顧客資金の流用、金融機関の持分への不適切な質権設定、及び金融機関の経営に対する不当な介入を禁止し、董事及び高級管理職については就任資格、忠実義務及び勤勉義務を定めている。

3. 金融商品・サービス・市場

本草案は、金融商品及びサービスの提供について、認可、登録、登記又は届出を要するとしている。また、統合、分割又はネスティング等による規制回避を禁止し、販売・勧誘主体に対しては、顧客のリスク許容度に応じた販売・勧誘を行うことや、欺罔的な販売・勧誘を行わないこと等を求めている。

金融市場については、無認可の金融商品取引所の設立及び集中取引の組成を禁止するとともに、詐欺、インサイ

ダー取引、市場操作及び財務不正等を禁止している。さらに、金融市場参加主体には、真実、正確かつ完全な情報を開示する義務が課されている。

4. 金融監督管理及びリスク処理

本草案は、同種の金融活動について一致した監督管理基準を定めて執行することを求めている。また、国務院金融管理部門には、立入調査、資料の閲覧・複写・差押え、口座情報の照会等の権限が付与されている。

さらに、金融機関に重大なリスクがある場合、国務院金融管理部門は、再編の促成若しくは取消し、又は更生若しくは破産清算の申立てを行うことができ、状況に応じて資産・負債の処理、金融取引の一時停止、及び業務許可の取消し等の措置を講じることができるとされている。

5. 金融発展・安全及び法的責任

本草案は、科学技術金融、グリーン金融、金融包摂、高齢者金融及びデジタル金融の発展を奨励し、安全で透明性が高い資本市場の構築を打ち出している。また、マネーロンダリング防止制度、金融データ取扱活動に対する国家安全審査、及び外国による差別的制限措置等への対抗措置についても定めている。

本草案違反に対しては、違法所得の没収、過料、業務停止、金融許可証や就任資格の取消し、及び金融業界への参入の禁止等の措置が定められている。

[原文] 金融法（草案）

[公布／公表機関] 司法部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局(司法部、中国人民银行、国家金融监督管理总局、中国证监会、国家外汇局)

(意見募集期間:2026年3月20日～2026年4月19日)

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案)

[ポイント] 本規定は、小規模個人情報取扱者が個人情報保護に関する法令上の義務を履行するための簡便措置を定めるものである。これらの簡素化措置は、飲食店や美容室等日常生活のサービスを行う店舗、インターネットプラットフォーム内の出店者等、処理する個人情報の種類や処理場面が限定的である者にとって特にメリットがあると考えられる。一方、BtoB 業務を展開する会社にとって、本規定で定めた簡便措置を活用できる場面が限定的かもしれないが、個人情報保護影響評価及びコンプライアンス監査における負担の軽減化につながると考えられる。

1. 小規模個人情報取扱者の定義

小規模個人情報取扱者とは、10万人未満の個人情報を取り扱う事業者を指す。(機微な個人情報を含む)個人情報の量が10万人未満であれば、本規定の適用対象になると考えられる。

2. 個人情報取扱規則(プライバシーポリシーのこと。以下同様。)に含めるべき内容の限定

個人情報の処理に先立ち個人に告知すべき事項について、個人情報保護法第17条と比較して簡素化されており、以下の項目のみを含めれば足りる(第4条第1項)。

- 小規模個人情報取扱者の名称又は氏名
- 個人による権利行使の受付担当者及びその連絡先
- 個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類、保存期間等

3. 以下の条件を満たす場合は、個人情報取扱規則を策定し、告知義務の履行が不要である(8条)。

- インターネットプラットフォームを通じてのみ個人情報を処理し、かつ当該プラットフォーム外の他の個人情報取扱者に提供しないこと
- 当該インターネットプラットフォームが既に個人情報取扱規則を策定・公表し、かつ告知義務を履行していること
- 当該小規模な個人情報取扱者が、当該インターネットプラットフォームが策定した個人情報取扱規則を遵守することを表明し、かつ個人情報の処理が製品またはサービスの提供に不可欠であること。

4. 告知・同意の簡素化

個人情報保護法は、個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合、個人に対して十分な情報を告知した上で個人から自発的かつ明確に同意を表明したものであることを求めている。本規定では、以下の条件を満たす場合、小規模個

個人情報取扱者は、個人に対して個別に個人情報取扱規則を告知する必要はなく、閲覧、保存が容易な個人情報取扱規則を公開すれば足りるとされる。(1)製品またはサービスの提供に不可欠な範囲で個人情報(機微な個人情報を除く)を取り扱い、かつ(2)他の個人情報取扱者への提供や外部への公開を行わず、かつ個人情報取扱規則において明示している場合(第6条)。

機微な個人情報の処理について、個人情報保護法は、個人の個別の同意が必要とされる。本規定では、個人情報取扱規則において機微な個人情報の処理の必要性や、個人の権益に対する影響を個人に告知したうえで、個人が自発的に顔情報や生体サンプル等のセンシティブな個人情報を提供した場合、小規模個人情報取扱者は当該機微な個人情報を処理できると規定している(第10条)。

5. データ越境移転

小規模個人情報取扱者のデータ越境移転に関しては、既存の法令と基本的に同様である。ただし、安全評価の申告が必要な場合の手続については、所在地の省級サイバーセキュリティ部門が実質的な評価を行い、国家サイバーセキュリティ部門が承認するという簡素化されたプロセスが採用される。

6. 個人情報保護影響評価及びコンプライアンス監査の簡素化

定期的なコンプライアンス監査の実施義務(個人情報保護法第54条)について、小規模個人情報取扱者は、本規定の別紙1に定める自己点検表に基づき、5年に1回監査を実施すれば足りるとされる(第14条)。また、個人情報保護影響評価(個人情報保護法第55条)についても、小規模個人情報取扱者は、本規定の別紙2に定める評価表に基づき実施すれば足りるとされる(第15条)。

[原文] 小型个人信息处理者个人信息保护简化措施规定(草案)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

(意見募集期間:2026年4月3日~2026年5月3日)

執筆担当:中国弁護士 胡 絢静

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。